

「ニッポン一億総活躍プラン」に向けた提言

平成 28 年 4 月 26 日

自由民主党

一億総活躍推進本部

「ニッポン一億総活躍プラン」に向けた提言

1. はじめに

昨年末、わが党の緊急提言を踏まえ、「名目 GDP600 兆円」「希望出生率 1.8」「介護離職ゼロ」に向けた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が、政府の一億総活躍国民会議において取りまとめられ、先般、所要の措置を盛り込んだ平成 27 年度補正予算、平成 28 年度予算が成立した。

この春取りまとめる「ニッポン一億総活躍プラン」においては、構造的な問題である働き方改革、処遇改善を含む保育・介護の人材確保策の具体的方針を示すなど、少子高齢化というわが国の最大の懸案事項に真正面からソリューションを示すものにする必要がある。そのため、自由民主党一億総活躍推進本部では、昨年秋の創設以降、10 回以上の議論の場を設け、本年に入ってから、「ニッポン一億総活躍プラン」の策定に向け、10 名以上の有識者からヒアリングを行い、議論を深めてきた。本部におけるこれまでの議論を踏まえ、以下の通り申し入れることとする。「ニッポン一億総活躍プラン」の実行により、アベノミクスの成果も活かし、子育てや社会保障の基盤を強化し、それが更に経済を強くする「成長と分配の好循環」を現実のものとしなければならない。

2. 日本経済の現状と課題

(1) アベノミクスの成果

安倍政権は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢を次々と放ち、「アベノミクス」を強力に押し進めてきた。

政権発足から 3 年以上が経過し、アベノミクスは各種経済指標が示す通り、大きな成果を挙げ、日本経済は、もはやデフレではないという状況まで来た。

例えば、名目 GDP は平成 25 年（2013 年）4-6 月以降前年比プラスとなり、平成 27 年（2015 年）にはおよそ 500 兆円まで回復した。税収も国・地方合わせて 21 兆円増加した。

企業収益は過去最高、倒産件数は 2 年連続で 1 万件を下回るなど、企業を取り巻く環境は改善している。

有効求人倍率は全ての都道府県で上昇し、全国で 24 年ぶりの高水準、就業者数は 110 万人以上の増加となった。賃上げは、ベアが、3 年連続、多くの企業で実現する見込みとなっており、最低賃金は 3 年連続で大幅に引き上げられ、雇用・所得環境も改善している。

一方、地方の中小・小規模事業者にとって、未だアベノミクスの恩恵を十分に実感できていない状況にあり、地方の隅々まで暖かい風を届けるべく、ローカル・アベノミクスに取り組んでいる。

(2) 海外におけるリスクの高まり

他方、世界の景気は、全体としては緩やかに回復しているが、弱さも見られる。

中国では、内需特に消費主導の持続的な成長モデルへの転換が進む中、景気が緩やかに減速している。投資が弱い伸びとなり、輸出は減少しており、生産の伸びも鈍化している。粗鋼や石炭等で過剰設備を抱えており、生産能力を数年かけて削減する方針を発表している。これに伴い、多くの失業者が発生する可能性がある。不動産価格や金融市場の動向等によっては、さらに景気が悪化するリスクがある。

原油、銅、石炭、鉄鉱石など資源価格は大幅に下落している。原油の需給は当面供給過剰が続くと予想されており、過剰在庫から長期にわたり価格が低迷する可能性がある。こうした中、主な産油国の経済成長は鈍化している。

内外の金融市場は不安定な動きを示している。株価の振れは大きく、円高ドル安方向にレンジがシフトした。米国は景気回復に伴い政策金利を上げていく方向にあるが、今後の動向に対する不透明感が強まっている。欧州には、中東やアフリカから難民の流入が続いており、政治・経済に与える影響が懸念されている。

グローバルな金余りが常態化する中で、原油・商品・外国為替等多くの市場で不確実性が高まるとともに、中国経済等の不透明感から、世界的に投資家のリスク回避姿勢が過度に広まっている。

(3) 日本経済の課題

海外経済に弱さが見られる中で、年初来、日本経済も、実質賃金の伸びが緩やかなものにとどまる中、個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっている。GDP ギャップは緩やかな縮小傾向にはあるが、未だマイナスである。個人消費の動向をみると、地域間でばらつきもみられ、地方によっては経済環境に厳しさがあるのも事実である。

経済成長の隘路の根本には、少子高齢化という構造的な問題がある。この30年ほどの間、出生率は大幅に低下（昭和59年（1984年）1.81から平成17年（2005年）1.26まで低下し、その後も1.3～1.4程度で推移）し、高齢化率は着実に上昇（昭和59年（1984年）9.9%から平成26年（2014年）26.0%）した。こうした少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっている。少子高齢化は、構造的な課題であり、一朝一夕に克服できるものではない。アベノミクスによる成長の果実が得られつつある今こそ、将来に先送りすることなく、真正面から取り組まなければならない。その際、イノベーション・生産性の向上と、働き方改革が、2つの大きな課題である。これらの2大課題の解消が、

将来に対する不安・悲観の払拭につながる。

こうした取組みの中で、国民一人ひとりの安心感が醸成され、将来の見通しが確かになることにより、消費の底上げ、投資の拡大が促され、経済の好循環がより一層強化される。また、個々人の多様な能力が十分に発揮され、多様性が認められる社会を実現していくことにより、新たな着想によるイノベーションの創出を通じた生産性の向上によって経済成長を加速することが期待される。

なお、本年1月、日本銀行はこれまでの金融緩和政策からさらに一歩踏み込み、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入した。これにより、イールドカーブ全体が押し下げられ、住宅ローン金利の低下による住宅投資の拡大などが期待されるが、今の状況を金融政策のみで立て直すというのには限界がある。現下のマイナス金利環境を活かし必要な投資を進める道筋を検討する必要がある。

3. 新三本の矢による「新しい経済社会システム」の構築

(1) 「新しい経済社会システム」構築の必要性

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」というこれまでの三本の矢を総動員して、実体経済に直接働きかけ、経済のパイを広げて、所得として分配するための原資を確保する必要があるのみならず、更に強化し、所得の増加を消費の増加につなげ、これが投資を呼び、さらなる成長や分配につながる「新しい経済社会システム」を実現しなければならない。それが「新三本の矢」である。

アベノミクス「三本の矢」により回り始めた経済の好循環を、一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め、日本経済全体の持続的な拡大均衡を目指さなければならない。まさに今はアベノミクスの正念場である。

このため、「600兆円経済の実現」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を的とする「新三本の矢」を放ち、一億総活躍社会の実現を目指す。

新・第一の矢の600兆円経済の実現を通じて、イノベーションが促進され、国民のニーズに応える財・サービス、新たな投資、希望をかなえる雇用が生み出され、産業構造が変革される。こうした対応によって、デフレからの脱却を確実に進めていく。

600兆円経済の実現に向けては、新たな有望成長市場の創出・拡大、生産性の抜本的向上、成長を支える人材の質・量の拡充が必要であり、これを実現するための成長戦略が大きなカギとなる。

また、新・第二の矢の希望出生率1.8、新・第三の矢の介護離職ゼロの実現は、国民一人ひとりの希望の実現を支え、人口減少・高齢化による将来不安を払拭し、日本の経済社会の持続的成長力を高める。働き方や教育の仕組みを変え、日本の将来を担う世代、支援を必要と

する人を社会が支え、社会参加・社会貢献を拡大する。

一億総活躍社会の実現のため、「新しい経済社会システム」の構築に向けて内外の諸課題を整理・検討し、対応策をとりまとめる。

(2) 成長と分配の好循環

「新三本の矢」は、この好循環を一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すものである。国民一人ひとりの、もっと働きたい、家庭を持ちたい、子を産み健やかに育てたいという希望の実現を支えるとともに、国民や企業の将来不安を払拭することを通じて、構造的課題を克服し、日本全体の成長力を底上げしていく政策パッケージである。

「経済・財政再生計画」の枠組みの下、経済成長が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済の一段の成長に寄与する。これらは、持続的・安定的な社会保障制度の財政的基盤の確立にも資するものであり、国民の将来不安を解消することを通じて消費を拡大させ、また、低所得者層や若年層等の社会的弱者のためのセーフティネットを確保することにもつながるものである。

国民の生活の基盤である地方創生は、一億総活躍社会実現の前提となるものであり、アベノミクスの恩恵を未だ必ずしも実感できていない地方に暖かい風を届けるべく、ローカル・アベノミクスを推進する。

4. 新・第一の矢の柱～「新しい経済社会システム」構築による 600 兆円経済実現の基本的考え方～

(1) 名目 GDP600 兆円目標の必要性

過去 20 年近く続いたデフレの問題点は、企業の売上を下押し、投資を抑制し、就業者の賃金の伸び悩みをもたらし、消費を下押ししたことだと言われている。

しかしながら 20 年続いたデフレの最大の問題点は、デフレ状況に国民が慣れてしまい、国民生活や企業活動等様々な面で、今日よりも明日の向上を目指す心を国民が失ってしまったというマインド面である。この萎縮したマインドが实体经济に及び、更に経済に悪影響を与えるという悪循環になってしまっていた。

それを象徴的に表すのが名目 GDP の低下である。

インフレの時代には、実質 GDP 重視の考え方で良かったかもしれないが、国民の日常の買い物や企業の取引は、実質ではなく名目で行われているのであり、特にデフレの時には、実質 GDP だけでなく名目 GDP にも注目しなければならない。

平成 9 年(1997 年)に 523 兆円に達していたわが国の名目 GDP は、リーマンショック後の平成 21 年(2009 年)には 471 兆円まで低下し、

平成 24 年（2012 年）でも 475 兆円というデフレの負の連鎖が続いていた。

しかしながら、平成 24 年（2012 年）12 月に成立した第 2 次安倍内閣が打ち出したアベノミクスが、デフレの流れを反転させ、もはやデフレではないという状況を作り出した。名目 GDP は平成 25 年（2013 年）4-6 月以降前年比プラスとなり、平成 27 年（2015 年）にはおよそ 500 兆円まで回復した。こうした好循環を拡大していくためには、実質成長・名目成長の伸び率を目標とすることに加えて、名目 GDP の金額自体を目標とした経済財政運営が有用である。

よって、実質 2%程度、名目 3%程度を上回る経済成長により、平成 32 年（2020 年）頃に名目 GDP600 兆円を目指すこととする。

（2）600 兆円経済実現に向けた政策の基本方針

新三本の矢を一体的に進めることで、「成長と分配の好循環」の実現に向け、わが国の財政状況を鑑み、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」という基本哲学の下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、以下のような基本方針で経済財政運営を進める。

- ①日本の景気回復の腰折れを回避し、日本経済を再びデフレに戻さない。
- ②世界経済の回復のための国際協調に向け、適切に対処する。
- ③平成 29 年（2017 年）4 月の消費税率引上げを控え、環境を整備する。
- ④少子化などの構造問題に正面から取り組み、働きたいとする者の希望を実現し、一億総活躍社会を構築する。
- ⑤サプライサイドの強化により所得や需要を増加させ、所得や需要の増加を持続的成長に結び付けるとともに、ローカル・アベノミクスを深化させることで「成長と分配の好循環」を一層強化する。
- ⑥「経済・財政再生計画」に掲げる歳出改革等を着実に実行し、国・地方を通じたワイズ・スペンディングを徹底し、的確な資源配分を行うことで、持続的・健全な発展につなげる。
- ⑦新三本の矢に関する政策について、政府はロードマップの作成や KPI の設定等により、工程管理を行い、政策を着実に実行していく。

（3）重点的に取り組むべき政策 10 本柱

イ. 上記基本方針に従い、以下の観点から、政策を重点化すべきである。

- ・「新しい経済社会システム」の構築のためには、人口減少下ということを鑑みれば、イノベーションと働き方改革による生産性の向上と労働力の確保が重要である。これらの政策により、サプライサイドを強化し、それとともに、供給に見合った需要を確保していく。同時に、成長の成果を適正に分配し、成長と分配の好循環を作り出していくことが必要である。
- ・イノベーションや働き方改革といった経済・社会の大きな構造変化への対応を図るため、政策手法として規制改革等の制度改革を重視

する。

- ・女性も男性も、子供から若者、壮年者、高齢者まで、一人一人の国民が日々暮らしている生活の場である地域の創生・活性化、年齢にかかわらず活躍できる環境作りも忘れてはならない。
- ・わが国最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠である。全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要である。
- ・否応なしに進むグローバル化を忌避して人口が減少する日本市場のみを相手にするのではなく、まだまだ若者の人口増が続く世界の市場を相手として、TPP等を活用し、世界の需要を取り込んでいくことも重要である。
- ・人口減少下でも生産性を向上させるストック効果の高い社会資本整備・国土強靱化も重要である。「賢く投資・賢く使う」インフラマネジメント戦略の下、ストック効果を最大化し、社会資本整備・メンテナンスの全プロセスを通じた生産性を向上させる。

ロ. 具体的な重点政策 10 本柱

以上のような観点から、新三本の矢、特に第一の矢である「希望を生み出す強い経済」を作り上げるため、以下の 10 本の重点政策の柱を掲げて、個別分野の政策の推進に取り組む。

①イノベーションと人材育成で切り開く第 4 次産業革命

- ・成熟段階にありかつ人口減少下にあるわが国では、成長の 3 要素のうち労働力と資本の今後の伸びには一定の限界があり、カギとなるのは生産性である。
- ・生産性を大きく伸ばすためには、新しい産業技術の開発、すなわちイノベーションの不断の実現が必要である。特に、近年世界各地で急速に進展している IoT・ビッグデータ・ロボット・人工知能等によるいわゆる第 4 次産業革命の波に乗り、わが国が第 4 次産業革命のリーディングカントリーになることが重要である。
- ・そのためにも、オープン&クローズ戦略に基づく重層的な知的財産・標準化戦略を強化し、データ利活用等を念頭に新たな知財システムを構築すべきである。
- ・第 4 次産業革命は従来にも増して知恵の競争であるため、イノベーションを担う人材育成、人材開発にも相当な力を入れるべきである。
- ・豊かな自然環境の下でこそ、イノベティブな仕事ができる。地方におけるイノベーションを促進し、地方創生に結び付けるべきである。

②新しい時代に適応するための働き方改革

- ・いわゆる日本型雇用システムは、大量生産・大量消費の時代には合

- 理的なシステムであり、わが国の高度経済成長の成功基盤となった。
- ・しかしながら、第4次産業革命の波が押し寄せる現代や、少子高齢化の中での一億総活躍社会の実現にとっては、日本型雇用システムはむしろ阻害要因となっている。かつての成功基盤であるだけに愛着がある者も多いが、新しい時代に適応するために日本型雇用システムを改革する必要性が、従来から指摘されている。
 - ・また、正規雇用労働者のような勤続年数に応じた収入増加を見込めない非正規雇用労働者や、経済的余裕のなさにより結婚・出産・子育てに関する希望を実現しにくい若年層が増えている。こうした低所得層・若年層にきちんと目配りし、その生活基盤を確保できる雇用システムを構築していく必要がある。
 - ・人口減少下では、働きたいという希望があるにもかかわらず様々な阻害要因によって働くことの出来ない女性や高齢者等の活用を図ることや、第4次産業革命の進展に対応して新たな成長分野に人材を移動させていくことは極めて重要である。
 - ・このため、同一労働同一賃金・高齢者雇用促進・長時間労働是正をはじめ、労働市場の柔軟性と労働者の安心を両立させる新しい働き方を確立していくことが必要である。円滑な労働移動支援と一人ひとりの労働生産性の向上により、日本経済全体の生産性を向上させ GDP の増加を図り、その成果配分としての賃金・所得の拡大が消費の拡大をもたらすという好循環を目指す。
 - ・政労使の合意や決定を踏まえた取組みを着実に実施することにより、下請等中小企業の取引価格の転嫁等に総合的に取り組み、賃上げ・雇用環境の更なる改善につなげていく。
 - ・わが国の労働力の絶対的不足を鑑みれば、未だ国民的理解の得られていない移民政策とは別に、外国人材活用の在り方について総合的に検討を行い、新たな在留資格の創設なども検討すべきである。

③成長資金の十分な供給

- ・労働力・資本・生産性という成長の3要素に劣らぬ重要性を持つのが、成長分野へのリスクマネー等の供給である。
- ・わが国の資金供給の現状は、金融当局の大胆な緩和にも関わらず、資金が真に必要とされている分野に十分に行きわたっていないという「金融の目詰まり」が指摘されており、地域金融機関を中心に金融仲介機能の質の向上が必要である。
- ・わが国の家計金融資産は、現預金等に偏り、株式等への分散投資が進まない流れを変え、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを実現するための取組みが必要である。
- ・企業が、これまでのトラウマなどにより内部留保として惰性で貯め込んでいる現預金を、設備投資や人的資本への投資に振り向けるなど、稼ぐ力の更なる向上にむけ「生きたお金として」活用するために、コ

ーポレートガバナンス改革の実効性の向上が不可欠である。

- ・必要な成長資金供給を行うため設立されている官民ファンドについては、民間資金の呼び水効果を十分発揮できるようその活性化が必要である。
- ・金融・IT融合の動きである FinTech について、利用者保護等の観点も踏まえつつ、戦略的に対応し、利用者利便の向上とわが国金融の国際競争力の確保を図るべきである。

④経済の大黒柱である個人消費の拡大

- ・経済のサービス産業化等に伴い、GDP に占める民間消費の割合は増加を続け、平成 6 年（1994 年）の 55.3%から平成 27 年（2015 年）には 58.6%まで増加している。正に消費が経済の大黒柱となっているのである。
- ・アベノミクスの成果により総雇用者所得は増加しているにもかかわらず、消費は力強さを欠いている。
- ・その理由としては、
 - i) 実質賃金の伸びが緩やかなものにとどまっていること
 - ii) 非正規雇用の増大による所得の低迷、社会保障の負担増、厳しい子育て環境等のため、若年世代を中心とした将来不安が存在すること
 - iii) 国民のニーズの変化や潜在的な国民のニーズに対応して新たな財やサービスの提供が行われていないこと等がある。
- ・これらに対応するため、以下の施策を進めるべきである。
 - i) 働きたい、より長く働きたいという希望があるにもかかわらず、様々な阻害要因により働けない者の働く希望を実現し、国民全体の所得の拡大を目指す。
 - ii) 経済の成長や企業の収益に見合った実質賃金の上昇、最低賃金の引上げを図る。3年連続で多くの企業において、賃金・一時金の引上げが実現したが、この流れを中小企業、非正規雇用者へと広げ、更に、来年以降の賃上げへとつなげていく。最低賃金については、過去3年間で50円程度引き上げており、全国加重平均で1000円を目指していく。
 - iii) 子育て世代の人口減少高齢化の下での負担感の増大や社会保障の持続可能性といった点での不安、高齢者の資産や可処分所得の先行きに対する不安等を払拭することを通じて、消費者マインドの向上を図る。
 - iv) 国民の所有する資産は年々増大している。土地建物資産は1000兆円、相続資産は毎年50兆円発生している。これらの資産について、既存住宅や空き家等を含め有効活用を図る。

⑤潜在需要の顕在化と新たな有望成長市場の創出・拡大

- ・ 少子化、高齢化、グローバル化等の時代の変化に対応した必要にもかかわらず顕在化していない潜在需要を発掘することによって、消費を拡大するのみならず、国民に新たな生活の豊かさをもたらす。
- ・ 健康医療、エネルギー、住宅、スポーツ・文化、サービス産業、ベンチャー、農業、観光などの分野は、確実に巨大なグローバル市場を形成していくとともに、地域にとっても主力となる産業である。イノベーションによって技術力や提供するサービスを更に高度にしていくとともに、ビジネスの展開を阻む規制・制度や慣習を打破しつつ、ビジネスを展開するインフラを整備していくべきである。また、中小・小規模事業者に対して適切な目配りを行うべきである。そうすることにより、地域にも成長の果実を届け、ローカル・アベノミクスを成功に導くべきである。

⑥好循環に繋がる分配

- ・ 分配を考えるに当たって重要なことは、単に今あるものを「分配」するというのではなく、「分配」が次の成長に繋がる「成長と分配の好循環」のメカニズムで考えることである。
- ・ 現在のわが国でこのことを具体的に考えると、アベノミクスの成果を活用し、子育て支援、社会保障の基盤を強化することにより将来不安を解消する⇒将来への安心が確保されることにより、消費の底上げ、投資の拡大、生産性や労働参加率の向上に繋がる⇒「強い経済」の実現を一層確かなものとしていく、という好循環のメカニズムを確立することである。
- ・ この過程で忘れてはならないことは、「成長と分配の好循環」の中で、格差の固定化を防止することによって、「明日には豊かになれる」、「いつまでも弱者ではない」という将来への希望を持つことの出来る社会を作り上げていくことである。

⑦女性の活躍推進

- ・ アベノミクスはウイメノミクス、女性の中に眠る高い潜在能力を十二分に開花させることが、日本を再び成長軌道に乗せるための原動力である。
- ・ 女性活躍の最大の壁である、男性中心の長時間労働を前提とする働き方文化を変えていくことが極めて重要である。
- ・ 指導的立場にある女性を増やすとともに、将来さらに多くの指導的立場の女性が誕生しやすい環境を整えることにより、企業、そして社会全体の在り方を変えていくことが必要である。
- ・ 限られた時間で効率的に働くことを評価する企業文化を広げ、男性も積極的に育児休業を取得し、家事や育児を男女で共に担う。それを当たり前にしなければならない。

⑧規制改革等の制度改革

イ. 規制改革

- ・戦後 50 年、高度経済成長の終了から約 15 年、バブル経済の崩壊に苦しむ中で、平成 7 年（1995 年）以来 20 年に渡り、創設された時は意味があった規制であったが、時代の変化により国民生活や企業活動の阻害となったものを変革するため、規制改革が行われてきた。
- ・安倍政権では、農業、医療、エネルギーといった分野における制度改革についても、大胆かつスピード感を持って取り組んできた。その成果の発揮は、正にこれからである。
- ・現在の規制改革会議は本年 7 月末に設置期限を迎えるが、その後の推進母体の在り方を含めて、規制改革を強力に推進していくための方策を検討していくことが必要である。
- ・その際、以下の 3 種の取組みが必要である。
 - i) 長年議論されながら改革が難しいいわゆる岩盤規制への取組み。具体的には、医療・介護・保育・農業等の官製市場に関する規制と、労働市場に関する規制。
 - ii) 新たなニーズに対応するための規制への取組み。この場合新たな規制を創設することが必要な場合もある。
 - iii) 現場のニーズに対応しなくなった規制を迅速に改変する仕組みへの取組み。
- ・一部の新規参入者が勝者となり多数の敗者が生まれる、というのではなく、既存の事業者にとっても、新規参入者にとっても、win-win であることが望ましい。そのような改革の在り方を追求する姿勢が重要である。

ロ. 経済・社会の変化に対応した行政の変革

- ・日本の行政手続きの効率性は、国際的にも低水準にある。行政手続きの簡素化・効率化・オンライン化を進め、行政サービスの質と効率を改善すべきである。
- ・改革工程表及び KPI と行政事業レビューが、車の両輪として PDCA サイクルを回す仕組みを推進すべきである。
- ・また、自立した参加型社会を実現していくため、公益信託法制や公益法人制度の見直し等を通じ、民間の公益活動の活性化を図るべきである。

⑨地方創生

- ・人口減少が地域経済に市場規模の縮小と人手不足をもたらし、それによる経済の縮小がさらなる人口減少をもたらすという、人口減少と地域経済縮小の悪循環を克服しなければならない。
- ・このため、地方の雇用を生み出す、農林水産業の強化、観光振興、地方創生の促進、国土強靱化等、ローカル・アベノミクスの実現に向け

た取組みを更に推進していくことが必要である。

- ・需要創出面（フロー面）のみならず、社会インフラの本来の機能である生産性の向上や生活の質の向上のためのストック面も含めた経済効果が高い交通インフラや観光インフラを計画的に整備することが必要である。
- ・それぞれの地域において、地域包括ケアシステムの整備、災害時の体制整備、互助・共助の体制づくり等を通じた、地域コミュニティの絆の再生・確立を図っていく。

⑩海外経済の取り込み

- ・人口減少局面にあるわが国において、国内市場規模の飛躍的拡大が期待できない中、近隣のアジア等には拡大する成長市場が数多く存在しており、これらの海外市場の活力をわが国の経済成長に取り込むことの重要性は益々高まっている。
- ・昨年末に大筋合意した TPP は、人口 8 億人、世界の GDP の約 4 割である 3100 兆円という、かつてない規模の市場を包含する経済連携であり、これを通じた輸出拡大や、地方の中堅・中小企業を含む企業の海外展開を促進するとともに、対日直接投資の更なる拡大やインフラシステムの輸出を目指していくことが重要である。

5. 新・第二の矢、新・第三の矢の柱～希望出生率 1.8、介護離職ゼロ実現の基本的考え方～

（1）働き方改革

誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、政府は、一人ひとりの事情に応じた多様な働き方が可能な社会への変革に臨むべきである。その際、下記の点に留意すべきである。

- ・多様で柔軟な働き方改革、就労支援、創業支援等により、一度失敗した人でも再チャレンジできる、誰もが活躍できる環境づくりを進める。
- ・一人ひとりのキャリア形成に弾力的な対応ができるように労働環境の整備を進める。
- ・長時間労働の是正、多様な正社員の普及、テレワークなどにより多様で柔軟な働き方改革を推進する。

イ. 同一労働同一賃金の実現

女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるためには、日本の労働者の 4 割程度を占める非正規雇用で働く方の待遇改善は、待ったなしの重要課題である。わが国の非正規雇用労働者については、例えば

女性では、30代半ば以降、結婚・子育てなどもあり、自ら非正規雇用を選択している方が多いことが労働力調査から確認できるほか、パートタイム労働者の賃金水準は、欧州諸国においては正規労働者に比べ2割低い状況であるのに対し、日本では4割低くなっている。

同一労働同一賃金の実現に向けて、わが国の雇用慣行には十分に留意しつつ、同時に法改正の準備を進めるべきである。あわせて、どのような賃金差が正当でないと認められるかについては、政府としても、早期にガイドラインを制定し、事例を示す必要がある。その際、事業者に賃金テーブルや昇給の有無・内容の説明を求めることを検討すべきである。

これらにより、非正規雇用労働者の待遇改善を図り、正規労働者と非正規雇用労働者の賃金差について「欧州諸国に遜色のない水準」を目指すべきである。

ロ. 中小・小規模企業の賃金改善

最低賃金の引上げと政労使における合意の実施の徹底を図ることにより、中小・小規模企業で働く方々の所得の向上を図るべきである。

ハ. サービス産業の賃金改善

GDPの7割を占めるサービス産業の賃金を改善していくためには、生産性向上が不可欠である。サービスの質を「見える化」し、トラック運送、旅館、スーパーなどの分野で、業種の特性に沿った指針を策定し、法的枠組みに基づく税制や金融による支援を集中的に行うべきである。これらにより、サービス業が適正な価格を課する取引慣行を確立すべきである。

二. 長時間労働の是正

長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因となっている。長時間労働の是正は、労働の「質」を高めることにより、多様なライフスタイルを可能にし、ひいては生産性の向上につながる。

週49時間以上働いている労働者の割合は、欧州諸国では1割だが、日本では2割となっている。早急に、行政による監督を強化し、長時間労働の背景に親事業者の下請け代金法、独占禁止法違反が疑われる場合に、中小企業庁や公正取引委員会への通報制度を設けるなどの対応を図る必要がある。さらに、総労働時間の短縮や勤務間インターバルの確保の好事例の推奨などにより企業の自主的な取組みを促すとともに、労働基準

法については、現在提出中の改正法案に加えて、36（サブロク）協定における時間外労働規制の在り方について再検討を行うべきである。これらにより、時間外労働時間について、「欧州諸国に遜色のない水準」を目指すべきである。

ホ. 高齢者の就業促進

日本には、「アクティブシニア」とも言われるように、元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者がたくさんおられる。また、高齢者の7割近くが、65歳を超えても働きたいと願っておられるのに対して、実際に働いている方は2割にとどまっている。このような高齢者の皆さんの希望を叶え、健康づくりや生きがいづくりを推進するためにも、また、人口が減少する中でわが国の成長力を確保していくためにも、高齢者の就業率を高めていくことは重要である。さらに、企業にとっても、ICT等の技術も利用しながら、高齢者の経験や知恵、技術等を活用することはメリットになる。

将来的に、継続雇用年齢や定年年齢の引き上げを進めていくためには、環境を整えていくことが重要である。企業の自発的な動きが広がるよう、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援・環境整備策のパッケージを、検討する必要がある。高齢者を新たに雇い入れた企業等に対しても同様のパッケージを検討する必要がある。また、高齢者の再就職の支援を強化すべきである。その場合において、高齢者の雇用については、多様な形で働けるようにしていく必要がある。さらに、65歳以降の継続雇用延長・65歳までの定年延長や高齢者の再就職支援に向け、企業に対して働きかけを行うべきである。

「臨時的」、「短期的」、「輕易」という業務範囲の要件緩和を行ったシルバー人材センターの活用や企業OB団体の育成により高齢者のニーズに対応した様々な就業機会の提供を図るとともに、公益財団法人産業雇用安定センターを活用した退職予定者と中小企業などとのマッチング支援を推進すべきである。

また、国家公務員においても、高齢職員の能力や経験をより一層活用していくことが重要であり、公務の運営状況や民間の状況などを踏まえ、必要な措置を検討すべきである。

（2）子育て・介護の環境整備

昨年末の緊急対策では、保育所、介護施設等の整備促進を決定したが、「ニッポン一億総活躍プラン」では、保育士や介護人材の待遇改善など、人材確保のための総合的な本格的取組み方針を決定し、安定財源を確保しながら実施する必要がある。

その際、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスの成果を、子育て・介護の充実に充てるべきである。

なお、子育て・介護の環境整備にあたっては、下記の点に留意しつつ進めるべきである。

- ・結婚、妊娠・出産、子育てを望むすべての人の希望をかなえるための環境整備を進める。周産期医療の充実を図る。
- ・男性の意識・行動改革や、育児休業・休暇を取得しやすい職場環境づくりを進める。
- ・妊娠期からの切れ目のない総合的な支援を進める。子育て世代包括支援センター（「日本版ネウボラ」）の全国展開を進め、ワンストップで相談できるよう体制の整備を図る。子育てしやすい地域づくりに取り組む。
- ・認知症高齢者への支援の充実を図ること等により、家族の介護負担の軽減を図る。
- ・介護の受け皿の拡大や、空き家等を活用した居住支援協議会（自治体、不動産関係団体、居住支援団体が連携して事業を行うための協議会）による、安心して低廉な家賃の住居のあっせん等により、一部の地域で低所得の高齢者が劣悪な環境の未届けの有料老人ホームに入らざるを得ない状況の解消に取り組む。

イ. 待機児童の解消のための保育士等の待遇改善

わが党が政権を奪還して以来、全力で「女性の活躍」を推進し、特に、政権交代後間もない平成 25 年（2013 年）4 月に「待機児童解消加速化プラン」を打ち出し、重点的に取り組んできた。同プランの下での実績として、保育の受け皿拡大のペースは政権交代前の約 2 倍になっている。平成 25 年度（2013 年度）と平成 26 年度（2014 年度）の 2 年間で約 22 万人分の受け皿の拡大を達成し、認可保育所等を 237 万人が利用することとなり、多くの共働き世帯の子育てを支援することができた。また、いわゆる「小 1 の壁」を突破するため、平成 26 年（2014 年）7 月に「放課後子ども総合プラン」を打ち出し、放課後児童クラブ 30 万人の受け皿整備を進めてきている。

これに加えて、「希望出生率 1.8」の実現に向けて、昨年末の緊急対策では、平成 29 年度（2017 年度）末までの保育の受け皿整備量を 40 万人分から 50 万人分に上積みした。平成 28 年度予算が成立し、保育サービスは質・量ともにさらに拡大した。本年 4 月からは企業主導型の新たな保育事業が始まり、事業所内保育所の新設が図られる。また、即効性の高い既存事業所内保育所の空き定員の活用を図る。これらにより、5 万人の受入れが進められる。小規模の保育所の整備も促進される。9 万人の保育人材の確保に向けて、保育士を目指す学生に返済を免除する月 5

万円の奨学金制度を拡充し、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金制度も創設される。保育所が保育補助者を雇用して保育士の負担を軽減する場合には、約295万円の返還免除付きの貸付を行う事業が創設される。このような施策については、必要に応じ、更なる充実が図られるべきである。また、チーム保育を推進する保育所には手厚く運営費を交付して、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善を後押しする。保育分野等での高齢者の就業を推進する。さらに、ICTの活用による保育士の勤務環境の改善も支援する。

このように取組みを進めてもなお、大都市圏を中心に、多くの方々が保育所の空きを待っている。一刻も待てない、そういう切実な声に応えるために、わが党も、待機児童対策緊急提言を取りまとめ、政府に申し入れを行った。政府は、わが党の提言を踏まえ、緊急的に対応すべき措置について、待機児童が集中している関連自治体などと連携した対応策を取りまとめ、これを速やかに実行しつつ、実施状況を踏まえ対策を検討すべきである。

保育士の処遇については、平成27年度(2015年度)において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%の計5%相当の処遇改善を行っている。これに加え、「ニッポン一億総活躍プラン」では、まず、新制度スタート時と比べ、平成27年度補正予算で措置された1.9%分も含め、処遇改善約4%を確実に実施するとともに、予算上の補助単価が適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、チームを率いる経験を積んだ職員について、競合他産業との賃金差がなくなるよう、処遇改善を行うべきである。あわせて、保育サービスにおける多様な人材確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど、保育士の確保についての総合的対策を示すべきである。また、病児・病後児保育を含む多様なサービスの確保を一層進めることが必要である。この「ニッポン一億総活躍プラン」の実行により、待機児童解消を実現しなければならない。

あわせて、「小1の壁」突破に向けて、放課後児童クラブについて、受け皿整備の早期実現を図るとともに、予算上の補助単価が適切に賃金に反映されるようにしつつ、経験等に応じた職員の処遇改善・職場環境の改善等を推進すべきである。

ロ. 介護施設の整備・介護人材の待遇改善

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、昨年末の緊急対策において、介護の受け皿を38万人分以上から50万人分以上へ拡大することなどが盛り込まれた。25万人の介護人材の確保に向けて、介護福祉士を目指す学生に返済を免除する月5万円の奨学金制度を拡充し、いったん仕事を離れ

た人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度も創設される。新たに開設する介護施設については、人材確保が施設整備の妨げとならないよう、この再就職準備金貸付制度を活用する。また、介護ロボットの活用促進やICTを活用した生産性向上の推進などに取り組んでいる。介護職員等の処遇については、平成27年度(2015年度)の報酬改定で月額1万2千円相当の処遇改善加算の拡充を行い、昨年11月時点では約7割の事業所がこの加算を取得している。その結果、改定を上回る平均1万3千円以上のアップが実現した。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」では、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成29年(2017年)度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を行うべきである。あわせて、介護サービスにおける労働負担の軽減、生産性の向上、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど、介護人材の確保についての総合的対策を示すべきである。

また、経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、現在、継続審議の取扱いである「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」及び「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」の成立後、これらの仕組みに基づく外国人材の受入れを積極的に進めていくべきである。さらに、現行技能実習制度等により外国人の数が急増する中、整備された制度の下で外国人材の活用が進むよう検討すべきである。

ハ. 介護に取り組む家族を支援する制度の活用推進

介護休業・休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることに加え、地域と職場の連携等により、介護保険の利用も含め、家族への相談・支援を充実すべきである。

二. 健康寿命の延伸と介護負担の軽減

健康寿命が延伸すれば、介護する負担を減らすことができ、高齢者本人も健康に暮らすことができるようになる。このため、健康寿命の延伸は、一億総活躍社会の実現にとっても重要であり、下記のような点に取り組むべきである。

- ・マイナンバーを活用した保険者間の連携を進めつつ、予防に重点化した医療保険改革、疾病予防のための健康管理の取り組みなどにより健康寿命の延伸を図る。
- ・学校の検診データを含めて、生涯を通じた健康関連のデータを活用し、予防医療、健康管理等を推進する。
- ・QOL(生活の質)の向上を図り、安心して活動できるよう、がん、慢

性疼痛の予防・研究・治療・対策などを進める。

- ・スポーツなどを通じた介護予防活動に取り組む高齢者へのインセンティブの付与等、介護予防活動を推進する。

(3) 経済事情に左右されない教育機会の提供

すべての若者には、等しく、その能力に応じた教育を受ける機会が提供されなければならない。特に家庭の経済的事情によってスタートラインから教育機会に格差が生じ、若者の可能性が閉ざされてしまうことは、あってはならない。子育てや教育など未来を担う子供たちへの投資を拡大していき、格差が固定化せず、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創る必要がある。

成立した平成28年度予算に盛り込まれている、幼児教育の無償化拡大や児童扶養手当の拡充、授業料減免や奨学金の充実により、希望すれば誰もが大学等に進学できる環境が整えられる。

さらに、現在の奨学金制度は、家庭の経済事情、本人の能力などに応じて様々な支援措置が講じられているが、依然として無利子奨学金を受けられない学生がいる、あるいは、社会に出た後の返済負担に不安を覚え奨学金を受けることを躊躇する学生がいる、などの問題が指摘されている。こうした方々に配慮し、支援の手を差し伸べていく。このため、卒業後の所得に応じて返還月額を変化させる所得連動返還型奨学金制度の早期導入に向けた取組みを進めるとともに、無利子奨学金制度を拡充する必要がある。また、給付型奨学金制度については、財源などの様々な課題を踏まえつつ、創設について検討すべきである。強い意志を持って扉を開き、手を差し伸べていかななくてはならない。

以上に加え、下記の点にも留意して取組みを進めるべきである。

- ・幼児教育の無償化について、財源を確保したうえで段階的に進めるなど、教育費の負担軽減に取り組む。
- ・ひとり親家庭、多子世帯等への支援、子供の貧困対策を進める。
- ・フリースクールなど複線的な教育の充実、奨学金の一層の充実など経済事情に左右されない教育機会の提供を進める。
- ・スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）について、質の確保、配置の充実を進める。
- ・職場体験活動を含むキャリア教育、職業教育、社会人の学び直しなどについて、新たな高等教育機関の制度化等に向けた検討を進めるなど、人材育成の推進を図る。
- ・「放課後子供教室」等（全ての小学校区）を活用して、家庭の事情により家庭での学習が困難な状況等にある小学生を対象に学習等の支援を行う。あわせて、学習が遅れがちな中学生・高校生等を対象とした、原則無料の学習支援（地域未来塾）の全国展開を目指す。

- ・プログラミング教育を始めとする ICT 教育の推進を図る。
- ・公立学校施設における空調設備の充実、バリアフリー化、トイレ改修、その他老朽化対策等を進める。

（４）未来を担う若い世代の活躍促進

日本の未来は、若い世代にかかっている。無限の可能性をもった若い世代の誰もが、頑張れば、大きな夢を紡いでいけるよう、上記（３）に記載された教育機会の提供と共に、下記のような点に取り組むべきである。

- ・就職・採用活動について、新卒一括採用に限ることなく、多様な選考・採用の機会の提供を促進する。
- ・教育効果の高い多様なインターンシップの推進、大学・専門学校とハローワークの連携による就職支援を実施する。
- ・非正規雇用の正規化、就労支援などにより若者の雇用安定化と所得向上に取り組む。
- ・フリーター等の支援対象者の早期把握、職業訓練の斡旋強化等による正社員化の更なる支援を実施する。
- ・若者雇用促進法を着実に施行し、2020 年度を目途に若者雇用促進法の見直しを検討するとともに、企業情報の公開など、更なる取組みを強化する。
- ・ローカル・アベノミクスを実現し地方に安定した雇用を創出すること等を通じ、若者や潜在的希望者の地方移住・定着を実現する。

（５）女性活躍

女性の活躍は、一億総活躍の中核である。日本は、高い教育を受け、多くのポテンシャルを秘めた女性に恵まれている。一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速する必要がある。

本年４月から女性活躍推進法が全面施行され、大企業 1 万 5 千社に行動計画づくりが義務化される。女性の復帰を支援する教育プログラムの充実などについて、検討すべきである。

また、女性の活躍に向けて、多様な働き方に中立的な社会保障制度における対応などの環境づくりを進めるべきである。

（６）生活等に困難を抱える若者、障害や難病のある方の活躍促進等

この 10 年間で、特別支援学級に在籍する子供や、通級による指導を受けている子供の数は、倍増している。また、若年無業者はここ 10 年間横ばいで、約 60 万人である。

「ニッポン一億総活躍プラン」においては、学習や就労、生活に困難を抱えている子供や若者、障害や難病のある方の活躍促進等に向けて、省庁の境界を越え、地域のNPO、企業・団体等とも連携し取り組むことを示すべきである。

また、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の促進を目的とした党内での検討にあわせ、各省庁が連携して取り組むべき施策を推進し、社会全体が多様性を受け入れていく環境を目指すべきである。

以上に加え、下記の点にも留意して、取組みを進めるべきである。

- ・生活困窮者自立支援法に基づく相談等の必須事業に加え、就労準備支援事業等の任意事業の全国展開を推進する。また、高校中退者等の職業的自立を支援する。
- ・刑務所出所者等に対する就労の促進を図る。
- ・国民運動を通じて寄附文化を醸成し、NPOと連携し、民間資金の活用により、「ニッポン一億総活躍プラン」の推進、強化を図る。

以上